

中央環境審議会大気・騒音振動部会の専門委員会の設置について

平成 25 年 7 月 12 日部会決定
平成 25 年 12 月 27 日改正
平成 28 年 1 月 6 日改正
平成 29 年 5 月 31 日改正
平成 30 年 9 月 7 日改正
令和 4 年 6 月 22 日改正
令和 4 年 9 月 5 日改正

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定）第 9 条第 1 項の規定に基づき、中央環境審議会大気・騒音振動部会の専門委員会について次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会大気・騒音振動部会（以下「部会」という。）に、次の専門委員会を置く。
 - 自動車排出ガス専門委員会
 - 自動車単体騒音専門委員会
 - 微小粒子状物質等専門委員会
 - 大気排出基準等専門委員会
 - 有害大気汚染物質健康リスク評価等専門委員会
 - 有害大気汚染物質排出抑制対策等専門委員会
2. 自動車排出ガス専門委員会においては、自動車排出ガス対策に関する専門の事項を調査する。
3. 自動車単体騒音専門委員会においては、自動車騒音対策（自動車単体対策に限る。）に関する専門の事項を調査する。
4. 微小粒子状物質等専門委員会においては、微小粒子状物質等対策に関する専門の事項を調査する。
5. 大気排出基準等専門委員会においては、水銀等に係る大気排出基準等に関する専門の事項を調査する。

6. 有害大気汚染物質健康リスク評価等専門委員会においては、有害大気汚染物質による健康リスクの評価等に関する専門の事項を調査する。
7. 有害大気汚染物質排出抑制対策等専門委員会においては、有害大気汚染物質の排出の抑制等に関する専門の事項を調査する。
8. 部会に関する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会に属する委員、臨時委員及び専門委員の中から部会長が指名する。
9. 専門委員会の委員長に事故があるときは、中央環境審議会大気・騒音振動部会長の同意を得てあらかじめ委員長が指名する委員、臨時委員又は専門委員が、その職務を代理する。
10. 中央環境審議会大気・騒音振動部会長は、専門委員会に出席し、意見を述べることができる。